

# 令和 6 年度 山形支部事業計画（案）

分野	【新】令和6年度	【旧】令和5年度
1. 基盤的 保険者機能の 盤石化	<p><b>(1) 健全な財政運営</b></p> <p>① <u>中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、基盤的・戦略的保険者機能を発揮した医療費適正化等の事業を着実に実施するとともに、評議会において保険料率に関する議論を行う。</u></p> <p>② 今後更に厳しさが増すことが予想される協会財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を<u>積極的に</u>行う。</p> <p>③ <u>医療費適正化等の努力を行うとともに、県の会議等において医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。</u></p> <p>【重要度：高】 協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。 このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p><b>(2) 業務改革の実践と業務品質の向上</b></p>	<p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p><b>(1) 健全な財政運営</b></p> <p>① 健全な財政運営に資するため、基盤的・戦略的保険者機能を発揮した医療費適正化等の事業を着実に実施するとともに、評議会において保険料率に関する議論を行う。</p> <p>② 今後更に厳しさが増すことが予想される協会財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</p> <p>【重要度：高】 協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。 このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p><b>(9) 業務改革の推進に向けた取組</b></p>

	<p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>役割を明確にした効率的な業務処理体制を定着させ、更なる業務の生産性の向上を目指す。</li> <li>業務マニュアルや手順書に基づく、標準化した業務プロセスの徹底による業務の正確性と迅速性の向上を図るとともに、職員の意識改革を促進する</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために<b>重要な取組</b>である。また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により<b>事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</b></p> <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> <li>相談体制の標準化に基づく受電体制を定着させ、加入者や事業主からの相談や照会についての確に対応する。</li> <li>窓口に足を運ばずとも手続きが可能となるような質の高い広報を行い、郵送による申請を促進する。</li> <li>「お客様満足度調査」や「お客様の声」に基づく意見等から課題を見出し、更なる加入者サービスの向上に取り組む。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、<b>100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着と実践の徹底により、更なる業務の生産性の向上を目指す。</li> <li>相談体制の標準化に基づく受電体制及び窓口体制を整備し、本部による相談マニュアル・FAQ や研修を実践し、相談業務の品質の向上を図る。</li> <li><del>新業務システム（令和5年1月に導入）</del>の効果を最大化するために、<b>新たな業務フローを踏まえた事務処理体制等の整備を図る。</b></li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための<b>最重要項目</b>である。また、<b>業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</b></p> <p>(2) サービス水準の向上</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> <li>お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。</li> <li>相談体制の標準化に基づく受電体制を整備し、窓口<del>に足を運ばずとも</del>手続きが可能となるような質の高い広報や電話対応を行う。</li> </ol> <p>【困難度：高】</p> <p>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの<b>100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。</b>また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、KPI の 100%を達成することは、困難度が高</p>
--	---	---

理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時**実施**する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。

- KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする  
②現金給付等の申請に係る郵送化率を**対前年度**以上とする

### ③ 現金給付の適正化の推進

- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。
- ・ **現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いのある事案**については、重点的な審査を行うとともに、保険給付適正化プロジェクトチームにて議論を行い、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。
- ・ **海外出産育児一時金については、業務マニュアルに基づき海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。**
- ・ 柔道整復施術療養費については、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について文書照会を強化し、また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費については、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会を強化する。
- ・ 被扶養者資格再確認については、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨を確実に実施する。

### ④ レセプト点検の精度向上

い。

- KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする  
②現金給付等の申請に係る郵送化率を**97.7%**以上とする

### ~~(3) 限度額適用認定証の利用促進~~

- ~~① 事業主や健康保険委員へのチラシ等による広報や県内の医療機関及び市町村窓口~~に申請書を配置し利用促進を図る。
- ~~② オンライン資格確認の進捗状況を踏まえつつ、医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を行う。~~

### (4) 現金給付の適正化の推進

- ① 審査事務手順書に基づく、標準化した業務プロセスの徹底による業務の正確性と迅速性の向上を図る。
- ② 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。
- ③ 不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、保険給付適正化プロジェクトチームにて議論を行い、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。
- ④ 柔道整復施術療養費については、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について文書照会を強化し、また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費については、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会を強化する。
- ~~⑤ 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。~~

- ~~KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上~~の施術の申請の割合について**対前年度以下**とする

### (5) 効果的なレセプト点検の推進

- ・ 行動計画の実行を徹底し、システムを活用した効果的かつ効率的な点検を推進するとともに、レセプト点検員による内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、内容点検の質的向上を図る。
- ・ 定期的な研修等を実施するほか、事例の収集と活用や点検観点の共有を行い、点検員のスキルアップを図る。
- ・ 支払基金山形審査委員会等における審査結果に関し、協議の上、審査基準の差異にかかる議論を積極的に行い、その解消を図る。

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICT を活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPI を達成することは、困難度が高い。

- KPI：① 協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする  
 （※）査定率 =  $\frac{\text{協会のレセプト点検により査定（減額）した額}}{\text{協会けんぽの医療費総額}}$
- ② 協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・ 迅速な納付書の送付を行うとともに、債権管理・改修計画に基づき、電話や訪問による催告のほか、弁護士名による文書催告や内容証明郵便等による催告を速やかに行うとともに、法的手続きによる回収を積極的に実施し、債権の早期回収を図る。
- ・ 債務者の資格情報を早期に確認し、保険者間調整を積極的に活用し確実な債権の回収に努める。
- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後、早期に協会けんぽから保険証未回収者に対

- ① 行動計画に基づき、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図る。
- ② 定期的な研修等を実施するほか、事例の収集と活用や点検観点の共有を行い、点検員のスキルアップを図る。
- ③ 支払基金山形審査委員会等における審査結果に関し、協議のうえ、審査基準の差異にかかる議論を積極的に行い、その解消を図る。

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

※電子レセプトの普及率は 98.7%（2021 年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

- KPI：① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする  
 （※）査定率 =  $\frac{\text{レセプト点検により査定（減額）した額}}{\text{協会けんぽの医療費総額}}$
- ② 協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする

（6）返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

- ① 日本年金機構の資格喪失処理後早期に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。
- ② 被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ③ 資格喪失届への保険証の添付率が低い事業所等に対し、退職時における保険証の早期回収を図るため、保険証の正しい使用に関する周知、広報を実施する。

する返納催告を行う。併せて、オンライン資格確認の効果を向上させ返納金債権の発生防止を図るため、事業所から早期かつ適正な届出が行われるよう周知広報を実施する。

【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（健康保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

- ※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。
- ※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

- KPI：① 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする
- ② 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまで取組を行う

- ④ 電話や訪問による催告のほか、弁護士名による文書催告や内容証明郵便等による催告を速やかに行うとともに、法的手続きによる回収を積極的に実施し、債権の早期回収を図る。
- ⑤ 債務者の資格情報を早期に確認し、保険者間調整を積極的に活用し確実な債権の回収に努める。

【困難度：高】

電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にある。今後、電子申請※1による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。また、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整※3が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

- ※1 社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。
- ※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。
- ※3 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

- KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

（7）被扶養者資格の再確認の徹底

- ① 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ② 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

	<p><b>(3) ICT化の推進</b></p> <p>① オンライン資格確認等システムの周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。 特に、2023年1月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。</li> <li>マイナンバーを正確に収録するため、本部と連携し加入者に対するマイナンバーの照会を適切に行う。</li> </ul> <p>② マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。</li> </ul> <p><b>【重要度：高】</b> オンライン資格確認等システムは、国の進める医療DXの基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。</p> <p><b>【困難度：高】</b> マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。</p>	<div data-bbox="1272 212 2022 316" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を96.5%以上とする</p> </div> <p><b>(8) オンライン資格確認システムの円滑な実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカードの保険証としての使用を推進するため、広報誌やホームページ等により、オンライン資格確認や電子処方箋の周知、マイナンバーカードの取得促進等に関する広報を行う。</li> </ul> <p><b>【重要度：高】</b> オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p>
--	---	---

<p>2. 戦略的保険者機能関係の一層の発揮</p>	<p><b>(1) データ分析に基づく事業実施</b></p> <p>① 医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部との連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差について自支部の特徴や課題に関する分析を行う。</li> <li>・ 協会が保有するレセプトデータや健診結果データ等を用い、保険者協議会、都道府県、市町村等とも連携した分析や、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。</li> </ul> <p><b>【重要度：高】</b> 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p><b>【困難度：高】</b> 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。</p> <p>② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部より提供される医療費・健診データ等について、居住地・業態等別の分析が可能という優位性を活かすとともに、よりエビデンスを強化するため、外部有識者の知見を活用した調査研究を検討する。</li> </ul> <p><b>【重要度：高】</b> 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p>	<p>特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上、コロナヘルスの推進、ジェネリック医薬品の使用促進、医療費分析等に着実に取り組み、第5期保険者機能強化アクションプランに掲げる3つの目標であるⅠ. 加入者の健康度を高めること、Ⅱ. 医療等の質や効率性の向上、Ⅲ. 医療費等の適正化の実現を目指す。</p> <p><b>(9) 地域の医療提供体制への働きかけや意見発信</b></p> <p>① 医療費データ等の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部から提供される支部ごとの医療費の状況や健診結果等をまとめた基礎情報等を活用し、医療費や健診結果の地域差について、自支部の特徴や課題を把握するためにデータ分析を行う。</li> <li>・ 協会が保有するレセプトデータや健診結果データ等を活用し、保険者協議会、都道府県、市町村等とも連携した分析や、適切な医療機能の分化に向けた意見発信のための分析を行う。</li> </ul> <p>② 外部への意見発信や情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療データや健診結果データ等の分析結果を踏まえ、医療費の動向等について、加入者や事業主等へ情報提供を行う。</li> <li>・ 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や国、都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。特に、令和5年度に行われる県における次期計画の策定に向けて、積極的に参画するとともに意見発信を行う。</li> <li>・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用し、不要不急の時間外受診や休日受診を控える等の「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携して、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。</li> <li>・ 医療費データ、健診結果データの分析結果やそこから得られた知見に基づく事業等の取組、効果的な健康づくり事業等の成果を発表するため、本部主催の調査研究フォーラム、調査研究報告書への応募、各種学会での発表を検討する。</li> </ul> <p><b>【重要度：高】</b> 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に</p>
----------------------------	---	---



	<p>【困難度：高】 外部有識者の研究への助言や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。</p> <p>③ 好事例の横展開の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 5 期アクションプランにおいて整理された本部主導型のパイロット事業の仕組みのもと、協会が取り組むべき課題として本部が設定したテーマについて、他支部の取組結果をもとに横展開された手法を活用して実施する。</li> <li>データ分析や事業企画等を本部と対象 3 支部（北海道、徳島、佐賀）が連携して検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」を通じて蓄積された分析手法について、本部より横展開されたノウハウを活用する。</li> </ul> <p>【重要度：高】 医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、都道府県単位保険料率が高い水準で推移しているプロジェクト対象支部の保険料率上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の助言を踏まえた医療費・健診データを用いた医療費の地域間格差の要因分析や事業企画等にあたっては、高度な医学知識も要することから困難度が高い。加えて、各支部においては、これまでも地域の特徴を踏まえた医療費適正化の取組を積極的に実施してきたが、とりわけ、プロジェクト対象 3 支部においては、保険料率が高い水準に留まっており、保険料率上昇の抑制を図ることは困難度が高い。</p> <p>(2) 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を</li> </ul>	<p>寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の研究提案の採択や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。</p> <div data-bbox="1274 440 2063 584" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>— KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p> </div> <p>(1) 第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、6 年計画の目</li> </ul>
--	---	---

柱として策定する第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。

## ② 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- 生活習慣病予防健診の受診率向上に向けて、実施率への影響が大きい事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけを行う。また、外部委託機関を活用した効果的・効率的な受診勧奨を行う。また、2023年度に実施した自己負担の軽減に加え、2024年度から付加健診の対象年齢を拡大するとともに、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。
- 事業者健診データの取得率向上に向けて、労働局と連携し事業所に対するデータ提供依頼を行う。また、外部委託機関を活用したデータ提供勧奨を行う。
- 特定健診実施率向上に向けて、支部独自の集団健診やがん検診との同時実施を拡大するなど、受診機会の充実を図るとともに未受診者に対する効果的な受診勧奨を行う。

### 【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

### 【困難度：高】

協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

標達成に向けて最終年度の取組を着実に実施する。

【上位目標】循環器系疾患の発症を抑制する

【中位目標】県内全域建設業事業所における特定保健指導対象者の割合を20%まで減らす

## (2) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- 生活習慣病予防健診の受診率向上に向けて、実施率への影響が大きい事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけを行う。また、外部委託機関を活用した効果的・効率的な受診勧奨を行う。
- 事業者健診データの取得率向上に向けて、労働局と連携し事業所に対するデータ提供依頼を行う。また、外部委託機関を活用したデータ提供勧奨を行う。
- 特定健診実施率向上に向けて、独自の集団健診を実施するなど、未受診者に対する効果的な受診勧奨を行う。

### 【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

### 【困難度：高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

- 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：164,182人）
  - ・ 生活習慣病予防健診 実施率 80.1%（実施見込者数：131,470人）
  - ・ 事業者健診データ 取得率 10.3%（取得見込者数：16,910人）
- 被扶養者（実施対象者数：38,972人）
  - ・ 特定健康診査 実施率 41.5%（実施見込者数：16,180人）

- 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：163,539人）
  - ・生活習慣病予防健診 実施率 82.5%（実施見込者数：134,920人）
  - ・事業者健診データ 取得率 7.3%（取得見込者数：11,940人）

- 被扶養者（実施対象者数：36,999人）
  - ・特定健康診査 実施率 42.7%（実施見込者数：15,800人）

- KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を 82.5%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 7.3%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を 42.7%以上とする

### ③ 特定保健指導実施率及び質の向上

#### i) 特定保健指導実施率の向上

- ・2022年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。
- ・実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を行う。
- ・質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。
- ・集団健診やバス健診の機会を活用した特定保健指導の実施拡大を図る。
- ・情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。

#### ii) 特定保健指導の質の向上

- ・2024年度から開始される第4期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲 2センチかつ体重 2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲 1センチかつ体重 1キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するため、協会における運用、効果的な保健指導において備えるべき要素等のスキル習得に努める。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOL

- KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を 80.1%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 10.3%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を 41.5%以上とする

### (3) 特定保健指導実施率及び質の向上

- ① 健診当日の特定保健指導の実施者数拡大に向けて、健診機関との連携強化を図る。
- ② 巡回健診当日における特定保健指導を実施するなど、専門事業者による特定保健指導の実施者数のより一層の拡大を図る。
- ③ 実施率への影響が大きい事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。
- ④ 情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。
- ⑤ ヘルスリテラシーの向上に向けて、ターゲットを絞った加入者に対するアプローチを行う。
- ⑥ 保健師の確保に向けて、採用活動の強化を図る。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定

Lの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- 被保険者（特定保健指導対象者数：29,225人）
  - ・ 特定保健指導 実施率 30.3%（実施見込者数：8,860人）
- 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,358人）
  - ・ 特定保健指導 実施率 9.1%（実施見込者数：124人）

- KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を30.3%以上とする  
②被扶養者の特定保健指導の実施率を9.1%以上とする

④ 重症化予防対策の推進

- ・ 従来のメタボリックシンドローム対策としての未治療者への受診勧奨を着実に実施するとともに、特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等に対する受診勧奨を新たに実施する。また、労働局と連携し事業所に対する健診後の事後措置の徹底に取り組む。
- ・ 山形県版「糖尿病及び慢性腎臓病（CKD）重症化予防プログラム」に則り、かかりつけ医との連携等による糖尿病性腎症重症化予防に取り組む。

保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。

なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。

- 被保険者（特定保健指導対象者数：30,270人）
  - ・ 特定保健指導 実施率 38.0%（実施見込者数：11,504人）
- 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,520人）
  - ・ 特定保健指導 実施率 10.9%（実施見込者数：166人）

- KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を38.0%以上とする  
②被扶養者の特定保健指導の実施率を10.9%以上とする

(4) 重症化予防対策の推進

- ① 血圧・血糖・LDLコレステロール値に着目した未治療者に対する医療機関への受診勧奨を行う。また、労働局と連携し事業所に対する健診後の事後措置の徹底に取り組む。
- ② 山形県版「糖尿病及び慢性腎臓病（CKD）重症化予防プログラム」に則り、かかりつけ医との連携等による糖尿病性腎症重症化予防に取り組む。

【重要度：高】

【重要度：高】  
要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

- KPI：健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を  
対前年度以上とする

#### ⑤ コラボヘルスの推進

##### (i) 健康宣言事業所数の拡大および新モデルへの移行

- 山形県や市町村、経済団体等の関係機関と連携した広報活動等を行うことにより、健康宣言事業所数の更なる拡大を図る。
- 保健指導実施時をはじめあらゆる機会を通じて事業所訪問を行い、健康宣言事業への理解向上を図る。
- 事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、既宣言事業所に対し、プロセス（事業所カルテ活用の必須化）及びコンテンツ（健診受診率及び特定保健指導実施率の目標設定等の必須化）の標準化を踏まえた新モデルへの移行を促す。

##### (ii) 健康宣言事業所における取組支援の強化

- 事業所単位での健康・医療データが見える化した「事業所カルテ」を提供し、健康宣言事業所における健康課題の把握に向けたサポートを行う。
- 産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策や、外部事業者等を活用した事業所訪問型の健康づくりセミナーの提供等により、健康宣言事業所における健康づくりの取組みに対する支援を強化する。
- これらの取組の推進には、商工会議所との協定締結も視野に「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用する。

#### 【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を50万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 5,200人
- KPI：受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合を  
13.1%以上とする

#### (5) コラボヘルスの推進

##### ① 健康宣言事業所数の拡大および新モデルへの移行

- 山形県や市町村、経済団体等の関係機関と連携した広報活動等を行うことにより、健康宣言事業所数の更なる拡大を図る。
- あらゆる機会を通じて事業所訪問を行い、健康宣言事業への理解向上を図る。
- 事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、既宣言事業所に対し、プロセス（事業所カルテ活用の必須化）及びコンテンツ（健診受診率及び特定保健指導実施率の目標設定等の必須化）の標準化を踏まえた新モデルへの移行を促す。

##### ② 健康宣言事業所における取組支援の強化

- 事業所単位での健康・医療データが見える化した「事業所カルテ」を提供し、健康宣言事業所における健康課題の把握に向けたサポートを行う。
- 産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策や、外部事業者等を活用した事業所訪問型の健康づくりセミナーの提供等により、健康宣言事業所における健康づくりの取組みに対する支援を強化する。
- 健康宣言事業所等の健康づくりに積極的に取り組む事業所に対し担当の保健師を配置し、健康づくりのサポートを行う。

#### 【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出される等、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI : 健康宣言事業所数を 1,720 事業所 (※) 以上とする  
(※) 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

### (3) 医療費適正化

#### ① 医療費資源の適正使用

##### (i) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組みとともに、医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラについて、その導入状況等を踏まえた取組を行う。
- ・ 県や自治体等と連携し、ジェネリック医薬品使用割合の低い乳幼児・小児層の保護者に対する周知広報を実施する。

##### (ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進

国の方針（※1）を踏まえ、本部主導で実施する 2024 年度パイロット事業等を通じて得られる取組方法や効果検証結果等を活用し、支部独自に使用促進へ向けた取組を検討する。

（※1）「2029 年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上を目指す」

##### (iii) ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等対策

- ・ ポリファーマシー、急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方等の有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。

##### (iv) 上手な医療のかかり方

- ・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。

■ KPI : 健康宣言事業所数を 1,480 事業所以上とする

### (7) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

- ① 本部において実施する、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果をお知らせする「軽減額通知」と連動した、効果的な広報を実施する。
- ② 医療機関や調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関及び薬局等への働きかけを実施する。
- ③ 各種広報媒体やお薬手帳カバー配付の機会を活用し、ジェネリック医薬品に関して幅広く周知広報を実施する。
- ④ 県や自治体等と連携し、ジェネリック医薬品使用割合の低い乳幼児・小児層の保護者に対する周知広報を実施する。
- ⑤ ジェネリック医薬品の使用促進にかかる支部ごとの阻害要因を数値化した「ジェネリックカルテ」を活用し、課題に沿った取組みを重点的に実施する。

#### 【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

#### 【困難度：高】

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

上記（i）～（iv）の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。

【重要度：高】

医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023 年度末までに全ての都道府県で 80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に 80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても 80%を達成していない支部について早期に 80%を達成する必要があり、重要度が高い。

また、第 46 回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和 5 年 4 月 28 日開催）において定められた国の目標である、「2029 年度末までに、バイオシミュラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

- KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※ 2）を年度末時点で対前年度以上とする。  
（※ 2） 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

（i）医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向け、県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療データや健診結果データ等の分析結果を活用し、保険者協議会とも連携して積極的に意見発信を行う。

（ii）医療提供体制等に係る意見発信

- ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向け、地域医療構想調整会議等にお

- KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を対前年度以上とする  
（※） 医科、DPC、歯科、調剤

	<p>いて、医療データ等の分析結果や国、都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。</p> <p>(iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会の財政が今後厳しさを増すことが予想されることを踏まえ、県の会議等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を積極的に行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③ インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入者や事業主から制度の仕組みや意義に対する理解を得るため、協会けんぽの広報誌、メールマガジン、ホームページや各種研修会、関係団体と連携した広報のほか、マスメディア等も活用した積極的かつ丁寧な周知広報を実施し、行動変容を促す。</li> </ul> <p>(4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <p>① 広報活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページやメールマガジン、本部より提供される広報資材（動画、パンフレット等）を積極的に活用したタイムリーな情報提供、納入告知書同封チラシや広報誌を活用した定期的な広報等により、加入者・事業主目線でわかりやすく、アクセスしやすい丁寧な情報発信を行う。</li> <li>・ 本部と連携し、地域・職域特性を踏まえた広報を実施する。</li> </ul>	<p>(8) インセンティブ（報奨金）制度に係る周知広報の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入者や事業主から制度の仕組みや意義に対する理解を得るため、協会けんぽの広報誌、メールマガジン、ホームページや各種研修会、関係団体と連携した広報のほか、マスメディア等も活用した積極的かつ丁寧な周知広報を実施し、行動変容を促す。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の「『日本再興戦略』改訂 2015」や「未来投資戦略 2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。</p> <p>(6) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <p>① 広報活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページやメールマガジン、本部より提供される広報資材（動画、パンフレット等）を積極的に活用したタイムリーな情報提供、納入告知書同封チラシや広報誌を活用した定期的な広報等により、わかりやすく丁寧な情報発信を行う。</li> <li>・ テレビ・新聞等メディアへの発信力を強化するとともに、県や市町村、関係団</li> </ul>
--	--	--



	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレビ・新聞等メディアへの発信力を強化するとともに、県や市町村、関係団体と連携した広報を実施することにより、幅広い層への情報発信を行う。</li> <li>本部主導のもと、SNS等を活用した効果的な広報を実施する。</li> <li>本部作成の広報基本方針に基づき、支部広報計画を策定する。</li> </ul> <p>② 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険委員委嘱者数の拡大に向け、アプローチが不十分な層への個別勧奨および、健康宣言の登録と併せた勧奨を実施する。</li> <li>健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくりを担っていただけるよう、定期的な広報誌の発行や研修会の開催等を通じて健康保険委員活動に必要な情報提供を行う。</li> <li>健康保険委員の永年の活動や功績等に対する健康保険委員表彰を実施する。</li> </ul> <div data-bbox="405 778 1196 916" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を62.6%以上とするとともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を前年度以上とする</p> </div>	<p>体と連携した広報を実施することにより、幅広い層への情報発信を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル広告等を活用した効果的な広報を実施する。</li> <li>令和5年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、令和4年度に引き続き、様々な広報機会を活用し、広報を行う。</li> <li>本部作成の広報基本方針及び令和6年度広報計画に基づき、支部広報計画を策定する。</li> </ul> <p>② 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な広報誌の発行や研修会の開催等を通じて、健康保険委員活動に必要な情報提供を行う。</li> <li>健康保険委員の永年の活動や功績等に対する健康保険委員表彰を実施する。</li> <li>健康保険委員委嘱者数の拡大に向け、健康宣言の登録と併せた勧奨を中心に実施する。</li> </ul> <div data-bbox="1272 735 2022 831" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■ KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を56.0%以上とする</p> </div> <p><del>⑩医療費適正化に向けた取組み</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>①お薬手帳一冊化に向けたお薬手帳カバーの配付</del> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>重複投薬や禁忌服薬を防止するため、お薬手帳を一人一冊化することを目的として、お薬手帳カバーを希望に応じて「やまがた健康企業宣言」の宣言事業所や健康保険委員登録事業所に配付する。</del></li> </ul> </li> <li><del>②市販薬への切替促進による医療費適正化</del> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>セルフメディケーションに関する情報を提供することにより、加入者のヘルスリテラシーや健康への意識を高め、市販薬を利用した自己健康管理を促す。</del></li> </ul> </li> </ul> <p><del>⑪関係機関との連携強化</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>山形県や市町村、医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会）、経済団体、保険者協議会等の関係団体との連携をさらに強化し、加入者の健康度を高めるための様々な取組みを推進する。</del></li> </ul>
--	---	---

<p>3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備</p>	<p><b>(1) 人事・組織</b></p> <p>① <b>人事制度の適正な運用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会理念の実現に向けて、組織目標を意識した個人目標を設定し、各職員が日々の業務遂行を通じて目標を達成できるよう人事評価制度を適切に運用する。また、人事評価の結果を適切に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。</li> </ul> <p>② <b>更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>OJT を中心としつつ、支部の課題を踏まえた独自研修等の集合研修、及びオンライン研修や通信教育講座の斡旋等により職員の研修機会を確保し、自己啓発を支援する。</li> </ul> <p>③ <b>働き方改革の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら効率的に業務に取り組めるように、仕事と生活の両立支援をはじめ働き方改革を推進する。</li> <li>具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。</li> <li>また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組むとともに、職員に対する健診及び特定保健指導の受診の徹底、再検査や治療のための医療機関受診の勧奨、衛生委員会における職場の作業環境等の確認及び改善等を通じて、職員の健康づくりを推進する。</li> </ul> <p>④ <b>風通しのよい組織づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全管理職が参加するグループ長・補佐会議による情報共有や、業務改善委員会の開催等を通じて支部内の部門間連携を強化する。</li> </ul> <p><b>(2) 内部統制等</b></p> <p>① <b>内部統制の強化</b></p>	<p>基盤的保険者機能・戦略的保険者機能の基盤となる組織体制について、人的資源の最適配分を行うとともに、OJT を中心としつつ効果的な研修を実施して職員の質の向上を図り、組織基盤を底上げする。また、協会の安定運営に関わるリスクが多様化・複雑化していること等を踏まえ、内部統制を強化するための体制整備を進める。</p> <p><b>(1) 実績や能力本位の人事の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会理念の実現に向けて、組織目標を意識した個人目標を設定し、各職員が日々の業務遂行を通じて目標を達成できるよう人事評価制度を適切に運用する。また、人事評価の結果を適切に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。</li> </ul> <p><b>(2) 人材育成の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>OJT を中心としつつ、支部の課題を踏まえた独自研修等の集合研修、及びオンライン研修や通信教育講座の斡旋等により職員の研修機会を確保し、自己啓発を支援する。</li> </ul> <p><b>(3) 適切な組織運営</b></p> <p>① 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し生産性向上を目指す。また、必要に応じ組織運営体制を見直す。</p> <p>② 組織運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全管理職が参加するグループ長・補佐会議による情報共有や、業務改善委員会の開催等を通じて支部内の部門間連携を強化する。</li> </ul> <p>③ 職員の健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員に対する健診及び特定保健指導の受診の徹底、再検査や治療のための医療機関受診の勧奨、衛生委員会における職場の作業環境等の確認及び改善等を通じて、職員の健康づくりを推進する。</li> </ul> <p><b>(4) 内部統制に関する取組みの推進</b></p> <p>① <b>内部統制の強化</b></p>
-----------------------------------	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、リスクの洗い出し・分析・評価・対策の仕組みの導入等、内部統制の整備を着実に進める。</li> <li>② コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全職員を対象とした研修の実施、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を徹底する。</li> <li>・ コンプライアンス委員会・個人情報保護管理委員会について、年2回の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催して取組みの検討、審議等を行うことにより、コンプライアンス・個人情報保護の更なる推進を図る。</li> </ul> </li> <li>③ リスク管理の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支部の業務全般にわたる自主点検を半期ごとに行い、各種規程の遵守状況等を確認することにより、事務処理誤りや事故等の発生を防止する。</li> <li>・ 安否確認の実施、防災点検、防災訓練への参加、消防計画書の整備等により、有事に対応できるリスク管理体制を整備する。</li> </ul> </li> <li>④ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員一人一人のコスト意識を高めるとともに、適切な在庫管理の徹底等により経費削減に努める。</li> <li>・ 調達審査委員会の適切な運用やホームページによる調達結果等の公表を徹底し、調達における透明性の確保に努める。</li> <li>・ 調達における競争性を高めるため、十分な公告期間や履行期間の確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</li> <li>・ 一者応札となった入札案件については、入札に参加しなかった業者へのアンケート調査等の取り組みにより、次回の調達改善に努める。</li> </ul> </li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、<b>15%</b>以下とする</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、リスクの洗い出し・分析・評価・対策の仕組みの導入等、内部統制の整備を着実に進める。</li> <li>② コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全職員を対象とした研修の実施、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を徹底する。</li> <li>・ コンプライアンス委員会・個人情報保護管理委員会について、年2回の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催して取組みの検討、審議等を行うことにより、コンプライアンス・個人情報保護の更なる推進を図る。</li> </ul> </li> <li>③ リスク管理の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支部の業務全般にわたる自主点検を半期ごとに行い、各種規程の遵守状況等を確認することにより、事務処理誤りや事故等の発生を防止する。</li> <li>・ 安否確認の実施、防災点検、防災訓練への参加、消防計画書の整備等により、有事に対応できるリスク管理体制を整備する。</li> </ul> </li> <li><b>(5) 費用対効果を踏まえた経費の節減等の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 職員一人一人のコスト意識を高めるとともに、適切な在庫管理の徹底等により経費削減に努める。</li> <li>② 調達審査委員会の適切な運用やホームページによる調達結果等の公表を徹底し、調達における透明性の確保に努める。</li> <li>③ 調達における競争性を高めるため、十分な公告期間や履行期間の確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</li> <li>④ 一者応札となった入札案件については、入札に参加しなかった業者へのアンケート調査等の取り組みにより、次回の調達改善に努める。</li> </ul> </li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、<b>20%</b>以下とする</p> </div>
--	---	---